

# 平成 25 年度事業計画書

# 平成 25 年度事業計画

## 第 1 基本方針

経済、雇用情勢など、若干の回復の兆しが見え始めたものの、いまだ生活困窮者や社会的孤立などの生活課題は顕在化しています。

このようななか、熊本市社会福祉協議会は政令指定都市社協として2年目を迎え、地域に根ざした福祉事業の展開に向け、地域福祉の推進を目的とする非営利の団体としての特性と機能を十分に発揮し地域福祉活動を推進してまいります。

また、昨年九州北部豪雨災害により防災並びに災害ボランティア活動の重要性が再認識され、この災害を教訓として、熊本市社協においても改めて災害ボランティア活動のあり方や取り組みを見直してまいります。

更に、本年度は地域福祉活動計画の最終年となり、地域との緊密な関係維持を構築し、関係機関・団体との連携協力のもと、「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」を目指して取り組みます。

## 第 2 重点目標

### 1 地域福祉活動の推進

地域の特性と課題に応じた地域福祉活動及びボランティア活動の支援に取り組みます。

- ・ 地域の特性と課題に応じた地域福祉のネットワーク化を図り、地域の相談体制を構築します。
- ・ 地域で行われている地域福祉活動及びボランティア活動の情報を把握・整理し、ボランティアコーディネートの充実に取り組みます。
- ・ 地域ボランティアの人材育成を行い、地域福祉活動・ボランティア活動の支援に取り組みます。

### 2 地域福祉活動推進のための基盤整備

住民参加による地域福祉活動及びボランティア活動を支える条件づくりを支援します。

### 3 政令市社協としての地域福祉活動の推進

政令市社協として、区事務所は市民に身近な「地域福祉の中核的推進機能」を役割とし、本所は「全市的な調整機能」を役割として担い、地域福祉推進を図ります。

### 第3 地域福祉活動の事業実施計画

#### 基本目標1 地域福祉活動の推進

##### 推進項目(1) 住民相互の連携強化

###### ア 地域福祉のコーディネート

校区社会福祉協議会を中心として取り組まれている住民参加や他団体との協働による地域福祉活動を、自治会単位でより密着した活動になるよう支援していきます。

###### <実施事業>

###### 小地域ネットワーク活動の推進

- ・各地域団体間の連携強化
  - 校区社協の支援
  - 民生委員・児童委員の支援
  - 自治会の支援
- ・ふれあい・いきいきサロンの推進
- ・災害時要援護者支援事業の推進
- ・一人暮らし高齢者等への見守り体制の構築

##### 推進項目(2) 地域福祉活動を担う人材育成

###### ア 地域におけるボランティア活動の推進

一人暮らし高齢者、障がい者、子どもなど、住民一人一人が住み慣れた地域で、自分らしく生きていけるように、地域福祉を支えるボランティア活動やNPO法人との協働を充実させることにより、住民相互の助け合い・福祉コミュニティの形成に努めていきます。

###### <実施事業>

###### ボランティア活動支援

- ・活動場所の提供・コーディネート
- ・ボランティア情報の提供
- ・「あいぽーと」との協働事業の推進と交流
- ・パレアにおけるボランティア相談窓口の充実

###### イ 地域ボランティアの育成

ふれあい・いきいきサロンや会食会は住民同士の交流や対話を促す場であり、接点を見いだすことができる「楽しい地域福祉活動」として急速に広がっています。

こうした住民同士が気軽に交流しあえる場を数多く作りだし、更にふれあい・いきいきサロンなどの事業を一つの手がかりとして、ふれあいランチ給食サービスが会食会をする形へ、ふれあい・いきいきサロンが見守り活動へと発

展していくようコーディネートしていくことや、相談ニーズに応じた専門的ボランティアの育成を基本的な方向としていきます。

<実施事業>

- (7) 地域ボランティアの育成
  - ・地域ボランティア研修会の開催
  - ・専門的ボランティア養成講座（傾聴ボランティア・視覚障がい者ガイドボランティア）
  - ・地域のニーズにそったボランティア講座
- (イ) ボランティアリーダー発掘・育成
  - ・ボランティアコーディネーター研修会
  - ・ボランティアアドバイザー研修会
  - ・くまもと災害ボランティアリーダー研修会
- (ウ) 熊本市介護保険サポーター・ポイント制度

基本目標 2 地域福祉活動推進のための基盤整備

推進項目 (1) 住民主体の地域福祉活動のための仕組みづくり

ア 地域資源の活用・連携

現存する社会資源を利用し、コーディネートするだけでなく、社会資源を利用者のニーズに即して柔軟に改善、拡充し、更には、地域に働きかけ、新しい社会資源を開拓、開発していく環境改善活動を支援していきます。

<実施事業>

- (7) 住民座談会の開催
    - ・校区地域福祉活動計画策定の支援
  - (イ) 地域の活動場所の確保
- イ 社会福祉協議会の基盤強化

事務局組織を実情に応じて組み替え、事業内容・規模に応じた人員配置に見直します。また、職員の資格取得を支援し、業務遂行能力を高め、事務局機能の活性化を促進していきます。

<実施事業>

- (7) 事務局体制の見直し
  - ・長期展望に立った計画的な職員採用・配置の検討・提案
- (イ) 職員の人材育成
  - ・職員研修の充実
  - ・専門知識の取得
- (ウ) 地域福祉活動財源の増強
  - ・増収対策と支出削減対策の実行

財政基盤強化への取組み

共同募金の募金実績向上への協力

- ・ 会員制度の拡充
  - 正会員の拡充
  - 賛助会員の拡充
- ・ 経営改善の取組み
- ・ いきいき市民福祉基金の効率的な運用

### 基本目標 3 政令市社協としての地域福祉活動の推進

推進項目 (1) 政令市社協としての機能強化

ア 区事務所の機能強化

地域福祉の中核的推進機能をなお一層向上させるため、各区の福祉ニーズにすばやく対応できるよう区事務所の機能強化を図ります。

イ 校区社協との連携強化

校区社協と連携し、地域の福祉ニーズに対応した支援活動に努めます。

## 第 4 事業実施項目

### 法人運営部門

#### 1 信頼性の高い事業運営

- (1) 理事会 (年 4 回 5 月、10 月、2 月、3 月)
- (2) 監査 (年 2 回 5 月、12 月)
- (3) 評議員会 (年 4 回 5 月、10 月、2 月、3 月)
- (4) 委員会
  - ・ ボランティアセンター運営委員会 (年 2 回)
  - ・ 生活福祉資金貸付調査委員会 (月 1 回)
  - ・ 福祉金庫審査委員会 (年 1 回)
  - ・ いきいき市民福祉基金運営委員会 (年 3 回)
  - ・ 地域福祉活動計画推進委員会 (年 2 回)
  - ・ 地域福祉権利擁護事業契約締結審査会 (月 1 回)
  - ・ 苦情処理委員会 (年 1 回)

#### 2 財務の強化

会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、市補助金収入、受託費収入などの「公費財源」などを財源として運営しています。本年も、昨年に引き続き賛助会費の募集計画を定め、全職員による募集運動を行い安定した自主財

源の確保に努めます。

### 3 広報紙いきいき福祉「すまいる」の発行

市民へ広く、本会の事業や最新の福祉サービス等の情報提供を行い、社会福祉への関心を高め、福祉活動への参加を促進するため、年2回全世帯に配布します。

### 4 ホームページの充実

本会が推進する地域福祉活動及びボランティア関連の最新情報等を発信し、PRに努めます。

### 5 社会福祉援助技術現場実習の受け入れ

社会福祉の実践において、必要な知識・技術や考え方について、実際の社会福祉業務を体験し、専門職としての能力を育てることを目的に、実習生の受け入れを行います。

## 地域福祉活動推進部門

### 1 地域福祉活動の推進

#### (1) ふれあい・いきいきサロンの推進

高齢者や障がい者等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げ、地域における介護予防、見守り活動の拠点となる「ふれあい・いきいきサロン活動」を支援します。

#### (2) 災害時要援護者支援事業の推進

自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等、地域の団体と連携し、災害時における要援護者の避難支援体制づくりをすすめます。

熊本市・熊本市老人福祉施設協議会、熊本市社会福祉協議会の三者間で締結した「災害時における福祉避難所等設置運営に関する協定」を更に検証し、効果的な運用をめざします。

#### (3) ジュニアヘルパー養成事業の推進

小学生及び中学生をジュニアヘルパーとして養成し、近隣の高齢者宅を訪問し、お話し相手や簡単なお手伝い等の見守り活動を行うことにより、高齢者の孤立化防止や安否確認、あわせて日常生活を通じた世代間の交流を図り、近隣住民相互による助け合い・支え合いの気運を高めるとともに、重層的な見守り体制の構築を図ります。

#### (4) ふれあいランチ給食サービスの推進

高齢者や障がい児(者)に、定期的にふれあいランチ給食を提供することにより、自立的生活の助長や社会的孤独感を解消するとともに、安否確認を行います。

#### (5) 高齢者SOSサービス事業の推進

各校区社会福祉協議会等と協働で、台風や大雨等の災害時に、高齢者や障がい

者等を近隣の社会福祉施設や医療機関へ、一時的に避難できる体制づくりを推進します。

## 2 地域におけるボランティア活動の推進

### (1) ボランティアコーディネートの充実

多様化するニーズに合わせて、ボランティアコーディネーターが、受け手と担い手のニーズにあった活動の調整を行い、福祉分野に特定しない様々なボランティア活動の推進・支援を行います。

### (2) 災害時におけるボランティア活動の体制づくり

ア 防災意識の普及・啓発・向上を図るため防災関係機関が協力し、研修及び訓練等を行い、災害ボランティア活動の取り組みを学びます。

イ 昨年7月に発生した九州北部豪雨災害を受けて、職員及びボランティアが円滑に運営できるような災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを見直し改訂を行います。

ウ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿って、熊本市災害対策本部との連携のもと、災害救援ボランティアセンターを設置します。

### (3) くまもと県民交流館パレアでのボランティア相談コーナーの充実

「パレアルーム」において、ボランティア登録・相談コーナーを設け、ボランティアアドバイザーがボランティア活動に関する相談に応じています。

### (4) いきいきボランティア出前講座

病院・福祉施設・学校・企業・地域からの依頼に応じて、ボランティアセンター職員、ボランティアアドバイザーが講師となり、生徒・学生や職員・地域住民を対象に講演や体験学習を行い、ボランティアの育成・発掘を目的に実施します。

### (5) ワークキャンプの開催

次代を担う高校生を対象に、福祉の体験学習、施設利用者とのふれあいを通じて福祉への関心を深め、同時にボランティア活動の意識の高揚を図り、自ら学び成長していくことを目的に開催します。

更に、大学生、社会人を対象とした社会人ワークキャンプ事業も併せて実施します。

また、旧城南町においては、小学校3校・中学校1校の児童・生徒を対象に、社会福祉施設4か所の協力を得て実施します。

### (6) 第34回くまもと市民ボランティア週間事業

仮称「くまもと だっでんボランティア」

ボランティアの仲間が、毎年11月の第2週に一堂に集い、ボランティアの輪を広げ、市民にボランティア活動への理解を深めてもらうために実施します。

(7) 熊本市ボランティア連絡協議会

ボランティア団体相互の連絡調整及び情報交換を行い、ボランティアの資質向上と市民のボランティア活動への参加促進を支援します。

3 ボランティア情報紙「ニーズ通信」の発行

ボランティア登録者や学校、地域内の福祉施設等に、ボランティアや福祉情報を提供します。(月1回発行)

なお、情報提供の方法につきましては、情報誌をメールでの配信やホームページへ掲載し提供します。

4 障がい者の社会参加へのきっかけづくり

(1) 希望荘成人式

障がいのある方々が、家族の支え、そして周りの支援によって多くの困難を乗り越え、成人を迎えられたことをお祝いし、更に希望を持って活躍されることを願って開催します。

(2) 植木町地区障がい者団体による福祉運動会への支援〔旧植木町〕

身体障がい者福祉協会・手をつなぐ育成会等の福祉団体と連携し、障がい者の方々の交流を目的に開催します。

5 事業運営協力

(1) 日本赤十字社熊本市地区本部

(2) 熊本市共同募金委員会

6 その他の事業

(1) 在宅寝たきり老人等介護者手当事業〔旧城南町〕

(2) 福祉まつり事業への協力〔旧城南町〕

福祉サービス利用支援部門

1 総合相談体制の充実

地域で生活する低所得者、高齢者、障がい者など、住民が抱える悩みに適切に対応するために民生委員・児童委員や他機関との連携し総合相談体制の充実を図ります。

(1) 資金貸付と償還促進(各区事務所にて対応)

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・福祉金庫貸付事業

(2) 緊急一時援護費(各区事務所にて対応)

緊急に援護を必要とする者に対して、旅費等の一部を支給し自立生活の支援を図ります。

(3) 地域ふれあい相談機能の充実



市民の生活上の様々な悩みごと相談に経験豊かな相談員が面談、電話で対応し問題解決を図ります。

## 2 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実

判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、また生活課題を抱えた利用者には、関係機関とより一層連携して、解決を図ります。

- ・「契約締結審査会」の運営
- ・地域生活支援員の確保と養成
- ・関係機関・団体との連携強化及び広報啓発
- ・法人後見受任に向けての検討
- ・市民後見人の養成研修（市受託）

### 在宅福祉サービス部門

#### 1 介護保険関連事業の実施

##### (1) 富合介護保険事業所

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・障害福祉サービス事業（居宅介護）

##### (2) 植木介護保険事業所

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業
- ・障害福祉サービス事業（居宅介護）
- ・地域生活支援事業（移動支援・ガイドヘルパー）

#### 2 地域包括支援センター事業〔熊本市高齢者支援センター ささえりあ 火の君〕

熊本市からの委託事業であり、主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師等の資格を有する職員配置が必須です。

業務内容としては、①共通的支援基盤構築に関する業務、②総合相談支援及び権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、④介護予防事業に関するケアマネジメント業務、⑤ケアマネジメントに関する相互の連携、⑥地域運営協議会の設置及び運営、⑦家族介護者教室の開催、⑧地域ケア計画の策定、⑨高齢者見守り事業等があります。

### 3 その他の事業

- (1) 熊本市産後ホームヘルプサービス事業〔旧富合町・旧植木町〕
- (2) 熊本市養育支援家庭訪問事業〔旧富合町〕
- (3) 熊本市高齢者生活援助事業〔旧植木町〕

## 施設経営・管理運営関係

### 1 養護老人ホームの経営

高齢化が更に進展する中、養護老人ホームのニーズに的確に応え続けることが出来る施設として、その機能の維持向上に努めるとともに、利用者ひとりひとりが、明るく快適な生活を営むことができるよう、日常生活上の自立支援に必要なサービスを提供し、入所者の生活力を高めるための支援を行うことを目的に経営します。

目標として、次に掲げる事項を中心に事業展開を図ります。

- (1) 地域利用者・地域社会・関係機関から信頼され期待される施設として、安定した施設経営に努めます。
- (2) 個別処遇計画に基づき、適切な支援を行うことで事故防止や生きがい支援を図り心身の健康に努めます。
- (3) 地域との交流を深め、地域住民・各種団体とのふれあいの機会を増やします。また、施設実習やボランティアの受け入れを積極的に行い、地域に開かれた施設づくりに努めます。

### 2 富合町老人憩の家管理運営事業（指定管理者制度事業、平成 25 年 10 月 5 日まで）

熊本市内に住む 60 歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の場として管理運営を行います。

主に次のような事業展開を図ります。

- ・高齢者の生活及び身上等に関する相談に応じ適切な指導を行います。
- ・高齢者の教養向上及びレクリエーション等のための事業を実施します。
- ・老人クラブの運営について援助及び指導を行います。
- ・高齢者福祉について調査研究を行います。